

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限 (RoHS) に関する欧州議会及び理事会指令 (以下、「RoHS 指令」) 案の概要

(欧州理事会「共通の立場」および 2002 年 4 月の欧州議会の第二読会の修正意見を参考に作成)

[RoHS 指令の目的]

電気電子製品に含まれる有害物質の使用制限に関する加盟国の法律の近似化を図ることであり、かつ、人間の健康保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与すること (第 1 条)

[WEEE 指令案及び RoHS 指令案の策定の経緯と現状]

2000 年 6 月 欧州委員会が指令案を提案
2001 年 5 月 欧州議会の第一読会にて修正意見が採択される
2001 年 6 月 理事会の第一読会で「共通の立場 (理事会案)」に向け政治的合意がなされる
2001 年 12 月 理事会において「共通の立場」が採択される
2002 年 4 月 欧州議会の第二読会で、「共通の立場」に対する修正意見が採択される
2002 年 6 月 欧州議会の修正意見に対して欧州委員会が意見を述べた
2002 年 9 月 調停委員会が召集

[指令の対象となる電機電子機器]

WEEE 指令の付属書 IA に規定されている。カテゴリー順に:(1) 大型家庭用電気製品、(2) 小型家庭用電気製品、(3) IT および遠隔通信機器、(4) 民生用機器、(5) 照明器具、(6) 電動工具 (据え付け型の大型産業用工具を除く)、(7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器、(8) 医療用機器システム (すべての移植製品および感染した製品を除く)、(9) 監視および制御機器、(10) 自動販売機。

RoHS のポイント - 第 4 条 予防

加盟国は、遅くとも 2007 年 1 月 1 日までに、上市される新しい電気電子機器は、**鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) および / または ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)** を含有していないことを保証しなければならない。

注) 欧州議会 (第二読会) の修正意見では、下線部に関して、以下のような修正を提示している。

「遅くとも 2007 年 1 月 1 日までに、」 「2006 年 1 月 1 日以降」
「および / または」 「または」

適用除外 - 付属書

- ランプ一本あたり 5mg を越えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀
 - 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀
—halophosphate 10mg
—triphosphate with normal lifetime 5mg
—triphosphate with long lifetime 8mg
 - 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
 - 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀
 - 陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
 - 合金成分として、鋼材の中の 0.35w t % までの鉛、アルミ材の中の 0.4w t % までの鉛、および銅材の中の 4w t % までの鉛
 - 高融点ハンダの中の鉛 (すなわち鉛を 85% 以上含む錫/鉛ハンダ合金)
—サーバー、ストレージおよびストレージアレイシステムのハンダの中の鉛 (2010 年まで除外)
—スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置用および通信管理ネットワークのハンダの中の鉛
—電子セラミック部品の中の鉛 (例、 piezoelectronic デバイス)
 - 危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理
 - 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システム防錆用としての六価クロム
- 第 7 条 (2) に言及する手続きの中で、欧州委員会は次のことを評価しなければならない:
- オクタ BDE、デカ BDE
 - 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
 - サーバー、ストレージおよびストレージアレイシステム、スイッチ、シグナル、電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置用および通信管理ネットワーク用のハンダの中の鉛 (当該除外はある期限の固定を考慮) および
 - 電球

従って、優先してこれらの項目を修正すべきかどうかをできるだけ早く制定するためである。

注) 欧州議会 (第二読会) の修正意見では、2006 年 1 月 1 日以前に上市された機器のスベアパーツおよび機器の修理も適用が除外されるとしている。

その他、第 5 条で科学的・技術的進歩への対応が、第 8 条で罰則に関する規定が定められている。